

日本農業市場学会 ロゴマーク使用内規

(目的)

第1条 この内規は、日本農業市場学会（以下、本学会という）のロゴマーク及びロゴマークの使用について必要な事項を定める。

(権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、本学会に帰属する。

(使用範囲)

第3条 ロゴマークの使用範囲は次の通りである。

- (1) 本学会が開催する大会、研究会などの行事
- (2) 本学会が発行する学会誌、ニューズレター、印刷物、ホームページ等
- (3) 会員が本学会の活動の一環として行う行事や研究活動
- (4) その他、本学会が適当と認めるもの

(会員による使用)

第4条 第3条(1)から(3)に該当する本学会および会員によるロゴマークの利用は、原則、自由とする。

(使用申請)

第5条 第3条(4)に該当する非会員ならびに本学会以外の組織がロゴマークの使用を希望する場合、事前に届出者の氏名、所属、連絡先、ロゴマークの使用目的・使用方法を記した使用申請書（様式任意）を学会事務局に提出し、学会の承認を得なければならない。

(使用許可)

第6条 企画委員会は、提出された申請書の承認の可否を決定し、その結果を学会事務局から届出者に通知する。

(留意事項)

第7条 ロゴマークを使用する際には、そのイメージを損なうようなデザインの改変をしてはならない。

(内規の変更)

第8条 本内規の改廃は理事会において行い、総会に報告する。

2019年7月5日制定